

平成25年 6 月 17 日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 御中

下記について、照会します。
なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者を公けにすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名および条項

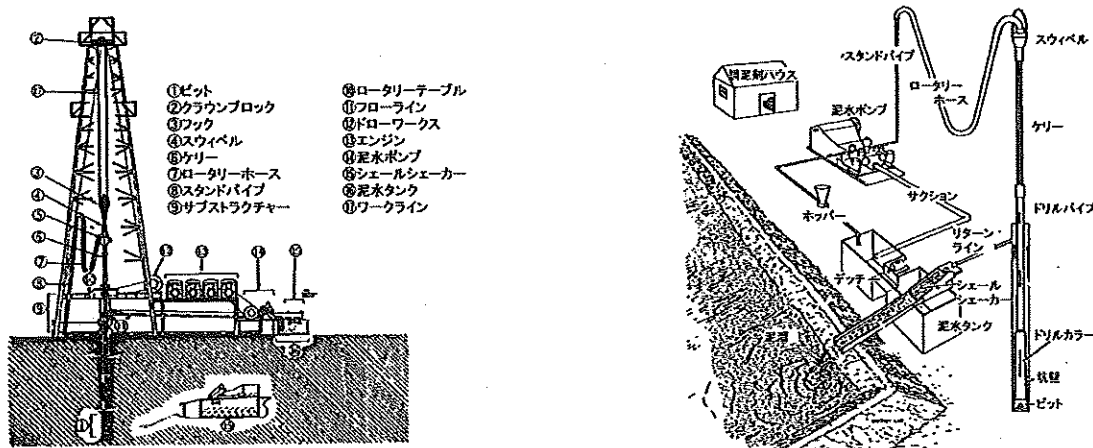
建設業法 第3条(建設業の許可) 及び建設業24条(請負契約とみなす場合)

2. 将来自らがおこなおうとする行為に係る個別具体的な事実

基礎試錐業務 (委託契約という名目で、地層調査として掘削工事をおこなう行為。)

概要は以下の通りである。

国内陸海域における石油・天然ガス資源ポテンシャルの把握のため、探鉱リスクの高い地域における油ガスを対象に、選定された地下のターゲットに対して、ある地上ロケーションから坑井を掘削するさく井工事。坑井掘削には、さく井機械(掘削リグ)を使用し、当該ターゲットに至るまでにさまざまな地下情報を調査また取得する。これらデータは周辺地域の将来の探鉱に資する。



また、調査金額を除く、掘削については建設業法第三条「政令で定める軽微な工事」には該当せず契約書面にて掘削に係る金額の提示をおこなっている。

- ① 上記内容は建設業法で定められている「さく井工事」に該当するか
- ② 建設業の許可が必要な契約であるか。

について、照会をおこなうものである。

3. 当該法令の条項の適用に関する紹介者の見解ならびにその根拠

①について

見解

建設業法で定められているさく井工事に該当すると考える。

根拠

国土交通省告示第1128号(平成15年7月25日 最終改正)よりさく井機械等を用いてさく孔をおこなっていること[国総建125号(平成18年7月7日 最終改正)より天然ガス掘削工事に該当する。

②について

見解

建設業の許可が必要な契約であると考え。

根拠

今回の案件は、「建設工事の完成」を最終目的とするものではないが、
契約履行過程において「報酬を得て、建設工事の完成を行っている」

24条の趣旨は、建設業法の適用範囲を明確にすることである。
建設業法の適用を免れる為に、雇用契約や委任契約などの名称を使用しても
実質報酬を得て建設工事の完成を目的として締結している契約は
全て建設工事の請負契約とみなされ建設業法の適用されることと理解している。

今回の契約は、完成工事請負契約及び調査委託契約の混合契約と考えられる。
最終目的の調査には建設工事の完成はさく孔が必須であり、また掘削工事に係る金額を
明確に提示し、工事を行っている為、工事請負契約があると考えべきである。
また、その報酬は「政令で定める軽微な工事」ではない為
建設業法 第一条の目的である発注者保護の観点からも、建設業の許可を要すると考える。

参考文献

本条により、委託、雇傭、委任その他いかなる名義を用いるものであろうと、実質的に報酬を得て
建設工事の完成を目的として締結する契約はすべて建設工事の請負契約とみなされ、
このような行為をする者に対しては、本法の規定が適用される。

なお、売買契約と請負契約の混合契約と考えられるいわゆる制作物供給契約により建設工事
の完成をする場合も本条の適用を受けるものと解釈すべきであり、したがって、いわゆる
建売業者と称するものであっても、実質的には請負契約である場合は本法の適用を
うけることがあると考えべきである。

(建設業法解説 改訂11版(大成出版社)の逐条解説より)

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

希望しない